

## 改定(令和5年12月1日)

## 現行

### 水道工事特記仕様書

### 水道工事特記仕様書

平成22年12月10日制定  
 平成23年 4月 1日改定  
 平成26年 3月 1日改定  
 平成27年 8月 1日改定  
 平成28年 1月 1日改定  
 平成28年12月 1日改定  
 平成30年 4月 1日改定  
 平成31年 4月 1日改定  
 令和 3年 3月 1日改定  
 令和 5年 1月13日改定  
令和 5年12月 1日改定

平成22年12月10日制定  
 平成23年 4月 1日改定  
 平成26年 3月 1日改定  
 平成27年 8月 1日改定  
 平成28年 1月 1日改定  
 平成28年12月 1日改定  
 平成30年 4月 1日改定  
 平成31年 4月 1日改定  
 令和 3年 3月 1日改定  
 令和 5年 1月13日改定

#### I 共通編

#### I 共通編

##### 1 総則

##### 1 総則

##### 1.1 一般事項

##### 1.1 一般事項

##### 1.1.1 適用

##### 1.1.1 適用

###### 1. 適用工事

###### 1. 適用工事

この水道工事特記仕様書は、さいたま市水道局が発注する水道工事、その他これらに類する工事に適用する。

この水道工事特記仕様書は、さいたま市水道局が発注する水道工事、その他これらに類する工事に適用する。

###### 2. 水道工事特記仕様書の適用

###### 2. 水道工事特記仕様書の適用

この水道工事特記仕様書に規定する事項以外は、水道工事標準仕様書による。

この水道工事特記仕様書に規定する事項以外は、水道工事標準仕様書による。

###### 3. 優先事項

###### 3. 優先事項

工事ごとに別に定める追加特記仕様書は、この水道工事特記仕様書に優先する。

工事ごとに別に定める追加特記仕様書は、この水道工事特記仕様書に優先する。

##### 1.2 現場における注意事項（安全管理）

##### 1.2 現場における注意事項（安全管理）

##### 1.2.1 交通及び保安上の措置

##### 1.2.1 交通及び保安上の措置

###### 1. 現場の出入口及びその周辺等

###### 1. 現場の出入口及びその周辺等

受注者は、現場の出入口及びその周辺等、監督職員と協議の上、工事関係車両の通行に伴い一般交通の誘導が必要となる箇所に交通誘導警備員を配置するものとする。

受注者は、現場の出入口及びその周辺等、監督職員と協議の上、工事関係車両の通行に伴い一般交通の誘導が必要となる箇所に交通誘導警備員を配置するものとする。

###### 2. 交通誘導警備業務検定合格警備員の配置を必要とする路線

###### 2. 交通誘導警備業務検定合格警備員の配置を必要とする路線

受注者は、埼玉県公安委員会が定める路線等において交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務検定一級または二級に合格した交通誘導警備員（以下「検定合格警備員」という。）を常時1名以上配置しなければならない。

受注者は、埼玉県公安委員会が定める路線等において交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務検定一級または二級に合格した交通誘導警備員（以下「検定合格警備員」という。）を常時1名以上配置しなければならない。

なお、受注者は、検定合格警備員の配置にあつては、合格証明書の写しを監督職員

## 改定(令和5年12月1日)

## 現行

### 1. 5 建設副産物

#### 1. 5. 1 一般事項

1. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書対象外の建設副産物  
受注者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象ではない建設副産物について、施工計画書に処理計画を作成しなければならない。
2. 建設廃棄物処理委託契約  
受注者は、中間処理業者または最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付するものとする。
3. 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例  
受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を工事区域外へ搬出する場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づき処理しなければならない。

#### 1. 5. 3 建設発生土処分における受注者の責務

1. 建設発生土の搬出先への情報提供  
受注者は、100m<sup>3</sup>以上の建設発生土を市外へ搬出する場合は、「建設発生土の搬出先への情報提供について」（関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会 建関技調第8号 平成10年1月27日）により、搬出前に搬出先自治体に「建設発生土搬出のお知らせ」を郵送等で提出し、その写しを施工計画書に添付しなければならない。

#### 1. 5. 1 1 提出書類

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）  
受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出するものとする。  
ただし、電子マニフェストシステムによる場合は、受渡確認票を提出することでこれにかえることができる。
2. 再生資源利用計画  
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。  
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
3. 再生資源利用促進計画  
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

### 1. 5 建設副産物

#### 1. 5. 1 一般事項

1. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書対象外の建設副産物  
受注者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象ではない建設副産物について、施工計画書に処理計画を作成しなければならない。
2. 建設廃棄物処理委託契約  
受注者は、中間処理業者または最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付するものとする。
3. 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例  
受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を工事区域外へ搬出する場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づき処理しなければならない。

#### 1. 5. 3 建設発生土処分における受注者の責務

1. 建設発生土の搬出先への情報提供  
受注者は、100m<sup>3</sup>以上の建設発生土を市外へ搬出する場合は、「建設発生土の搬出先への情報提供について」（関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会 建関技調第8号 平成10年1月27日）により、搬出前に搬出先自治体に「建設発生土搬出のお知らせ」を郵送等で提出し、その写しを施工計画書に添付しなければならない。

#### 1. 5. 1 1 提出書類

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）  
受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提示し確認を受けるとともにE票の写しを提出するものとする。  
ただし、電子マニフェストシステムによる場合は、受渡確認票を提出することでこれにかえることができる。
2. 再生資源利用計画の掲示  
受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
3. 再生資源利用促進計画の掲示  
受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 2 材料

#### 2. 1 材料一般

##### 2. 1. 1 材料の規格

1. 溶融スラグ入り材料

## 改定(令和5年12月1日)

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

### 2 材料

#### 2.1 材料一般

##### 2.1.1 材料の規格

###### 1. 溶融スラグ入り材料

受注者は、次の各号に定める材料のうち溶融スラグ入りのものを使用する場合は、**2項の溶融スラグ生産施設等**で生産された溶融スラグを骨材等の一部として配合したものを使用するものとする。

**ただし、溶融スラグの生産状況により供給が不足する場合は通常の製品を使用できるものとする。**

- (1) アスファルト合材
- (2) コンクリート二次製品
- (3) 石灰改良土

溶融スラグ入り石灰改良土は、管路及び地下構造物の埋戻し部に使用する。

###### 2. 溶融スラグ生産施設等

**本市の溶融スラグの生産施設等は、次の施設等とする。**  
さいたま市桜環境センター

###### 3. 石灰改良土・溶融スラグ入り石灰改良土

改良土の最大粒径は、20mm以下とする。

###### 4. 溶融スラグ入り材料の品質

受注者は、前記の溶融スラグ入り材料の品質を証明する資料として、使用する材料ごとに以下に定めるものを材料承諾書に添付するものとする。

- (1) アスファルト合材
  - ・アスファルト事前審査委員会が発行する認定書の写し
- (2) コンクリート二次製品
  - ・本市が発行する材料承認書の写し
- (3) 改良土
  - ・改良土プラントが発行する品質証明書（溶融スラグの品質証明書の写しも含むものとする。）

###### 5. 改良土の品質

受注者は、改良土プラントが発行する品質証明書を材料承諾書に添付するものとする。

## 現行

受注者は、次の各号に定める材料のうち溶融スラグ入りのものを使用する場合は、本市が指定する施設等で生産された溶融スラグを骨材等の一部として配合したものを使用するものとする。

ただし、溶融スラグの生産状況により供給が不足する場合はこの限りでない。

- (1) アスファルト合材
- (2) コンクリート二次製品
- (3) 石灰改良土

溶融スラグ入り石灰改良土は、管路及び地下構造物の埋戻し部に使用する。

###### 2. 溶融スラグ生産施設等

本市が指定する溶融スラグの生産施設等は、次の施設等とする。

- (1) さいたま市環境局西部環境センター
- (2) さいたま市桜環境センター

###### 3. 石灰改良土・溶融スラグ入り石灰改良土

改良土の最大粒径は、20mm以下とする。

###### 4. 溶融スラグ入り材料の品質

受注者は、前記の溶融スラグ入り材料の品質を証明する資料として、使用する材料ごとに以下に定めるものを材料承諾書に添付するものとする。

- (1) アスファルト合材
  - ・アスファルト事前審査委員会が発行する認定書の写し
- (2) コンクリート二次製品
  - ・本市が発行する材料承認書の写し
- (3) 改良土
  - ・改良土プラントが発行する品質証明書（溶融スラグの品質証明書の写しも含むものとする。）

###### 5. 改良土の品質

受注者は、改良土プラントが発行する品質証明書を材料承諾書に添付するものとする。

### その他

###### 1. 電子成果品

受注者は、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」に基づき作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。

ただし、以下に該当する場合は、水道工事施工管理基準（工事写真等）にかかるものを除き、電子データの電子媒体による提出を省略することができる。

- (1) 当初請負金額が1億円未満の工事